

平成27年6月  
警察庁

「風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成27年4月3日から同年5月2日までの間、風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集を行ったところ、5件の御意見を頂きました。

「風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則(平成27年国家公安委員会規則第13号)

2 命令等の案を公示した日

平成27年4月3日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています(頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。)

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	5件
(内訳)	
パブリックコメント意見提出フォーム	3件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	2件

「風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

### 1 賛成する旨の御意見について

- 風俗環境浄化協力団体制度の創設は、環境浄化に取り組むに当たり資することが期待されるので賛成である
- 可能性を広げることに賛成する旨の御意見がありました。

### 2 修正すべきとの御意見について

- 届出書の添付書類として全国風俗環境浄化協会との合意に関する書面しか掲げておらず、都道府県風俗環境浄化協会との合意に基づく場合の取扱いが不備であり、これらの規定を整合性が取れるように修正すべきである旨の御意見がありました。

これに対する警察庁の考え方は以下のとおりです。

風俗環境浄化協力団体（以下「協力団体」という。）のうち、その活動が2以上の都道府県にわたるものについては、広域的な活動を斉一性をもって推進する上で、関係都道府県公安委員会からの支援に関し国家公安委員会に調整を依頼する必要があると考えられることから、国家公安委員会への届出制度を設けることとしています。

全国風俗環境浄化協会（以下「全国協会」という。）は、都道府県風俗環境浄化協会（以下「都道府県協会」という。）の事業の連絡調整、広域における啓発活動等を行う団体であり、国家公安委員会の指導・監督を受けています。2以上の都道府県で活動する協力団体については、その活動を効果的なものとするためには全国協会との緊密な連携が必要であることから、全国協会との合意を結ぶことが想定されます。また、国家公安委員会は、当該協力団体の活動に関し、助言・指導、全国協会への指導等を行うに先立ち、当該協力団体と全国協会の合意内容について確認することが適当です。このため、国家公安委員会に提出する届出書に全国協会との合意に関する書面を添付することとしており、国家公安委員会の指導等を受けることのない都道府県協会との合意に関する書面については、国家公安委員会において確認する必要はないと考えております。

### 3 その他の御意見について

- 協力団体の事業の進め方については、業態に応じたものとなるので、風俗環境浄化協会及び警察当局の連携・協力・指導等に当たっては、十分配慮されるよう要望する旨の御意見がありました。

警察としては、協力団体による自主的な取組を促進するべく、当該団体に対し、必要に応じて適切に助言、指導等を行うよう努めてまいります。